第18　その他

１．第11条第４項及び第12条第２項（出願の変更）における「査定又は審決が確定した」時について

「査定又は審決が確定した」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。

２．同一人が、同一の指定商品又は指定役務に係る同一の商標又は標章を出願した場合について

(1)　同一人が同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）について、その指定する商品又は役務がすべて同一の商標登録出願をしたと認められるときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、後願について「商標法第３条の趣旨に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。

(2)　商標権者が登録商標と同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）について同一の商品又は役務を指定して商標登録出願したときも、同様とする。

(3)　商標権者が、同一の登録商標に基づき、その指定する商品又は役務がすべて同一の防護標章登録出願をしたと認められるときは、原則として、後願について「商標法第64条第１項及び第２項の趣旨に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。

(4)　防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章についてその指定する商品又は役務がすべて同一の防護標章の更新登録出願があったときも、同様とする。

３．パリ条約による優先権の主張を伴う商標登録出願について

(1)　優先権主張について

以下(ｱ)から(ｳ)の要件を満たすものと認められる場合には、優先権の主張が適正であると判断する。

(ｱ)　優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、商標法第13条第１項で準用する特許法第43条第２項の規定により提出された証明書類等（以下「優先権証明書類等」という。）に示された出願人と同一人又はその承継人であること（パリ条約４条Ａ（１））

(ｲ)　優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書類等に記載された商標が一致すること

(ｳ)　優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が

優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

(2)　優先権主張を伴う商標登録出願の効果について

優先権の主張が適正であると認められるときは、以下の規定の適用にあたり、当該商標登録出願が第一国出願の時にされたものとして取り扱う（以下この第一国出願の日を「優先日」という。）。

(ｱ)　第４条第１項第11号（先願に係る他人の登録商標）

(ｲ)　第８条（先願）

また、第４条第３項の規定における「商標登録出願の時」は、優先日で判断する。

(ｱ)　第４条第１項第８号（他人の氏名又は名称）

(ｲ)　第４条第１項第10号（他人の周知商標）

(ｳ)　第４条第１項第15号（商品又は役務の出所の混同）

(ｴ)　第４条第１項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

(ｵ)　第４条第１項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）